

一般社団法人日本応用数理学会 ベストオーサー賞規程

2004年6月27日制定

2012年3月21日改定

2012年6月8日改定

2012年7月27日改定

2016年3月25日改定

2018年3月30日改定

第1条 本規程は、表彰委員会規程に基づき、ベストオーサー賞について定める。

第2条 ベストオーサー賞は、学会誌「応用数理」に掲載された論文およびインダストリアルマテリアルズを対象とする。「論文部門」は、大方の会員にとって理解しやすく興味を与える特に優秀なものを選び、その著者に贈呈する。「インダストリアルマテリアルズ部門」はこれに加えて、具体的な産業応用との関連が明確な特に優秀な著述を選び、その著者に贈呈する。但し、選考委員会が特別の必要を認め、理事会で承認された場合は、これらの条件は必ずしもその限りではない。

第3条 表彰する著述は、毎年「論文部門」、「インダストリアルマテリアルズ部門」合わせて2編以内を選ぶ。原則は、各部門で1編ずつとする。

第4条 選定の対象となる著述は、表彰の年度の前年の12月号まで過去3年間の間にいずれかの号に掲載されたものとする。

第5条 表彰する著述が共著の場合は、共著者全員を表彰する。

第6条 ベストオーサー賞は、同一著者に重ねて授与しても差し支えない。但し、同一論文が重ねて選ばれることはない。

第7条 ベストオーサー賞の審査は、学会誌「応用数理」編集委員から編集委員長を含む5名と、理事会で推薦された4名の計9名から構成される選考委員会で行う。学会誌「応用数理」編集委員長は選考委員会の委員長を務める。

ただし、選考の対象となる著述の著者（共著も含む）に選考委員が含まれている場合は、当該著述をその選考委員による評価の対象外とする。また、当該選考委員は、当該著述に対し授賞の可能性がある限り、投票をはじめとする委員会としての意思決定時には退席し、決定に参加しないものとする。ただし、意見交換の場において当該著述以外の著述について評価を表明し意見を述べることはできる。

第8条 受賞者には、年会において、会長から賞状を授与し表彰する。あわせて、学会誌「応用数理」において受賞者及び受賞著述を紹介する。

第9条 本規程の改廃は理事会の決議により実施する。